

福島県道路占用料徴収条例

昭和 45 年 3 月 26 日 福島県 条例第 20 号
改正 昭和 53 年 3 月 30 日 条例第 27 号
昭和 59 年 3 月 30 日 条例第 20 号
昭和 62 年 7 月 17 日 条例第 49 号
昭和 63 年 3 月 22 日 条例第 27 号
平成元年 3 月 30 日 条例第 47 号
平成 8 年 3 月 26 日 条例第 19 号
平成 9 年 3 月 25 日 条例第 37 号
平成 15 年 3 月 24 日 条例第 41 号
平成 15 年 12 月 26 日 条例第 103 号
平成 16 年 7 月 6 日 条例第 63 号
平成 19 年 3 月 20 日 条例第 30 号
平成 19 年 10 月 16 日 条例第 75 号
平成 22 年 12 月 17 日 条例第 78 号
平成 24 年 12 月 28 日 条例第 103 号
平成 25 年 3 月 26 日 条例第 35 号
平成 25 年 12 月 20 日 条例第 104 号
平成 26 年 12 月 24 日 条例第 105 号
平成 29 年 12 月 26 日 条例第 120 号
平成 31 年 3 月 22 日 条例第 35 号
令和 2 年 3 月 24 日 条例第 21 号
令和 3 年 3 月 23 日 条例第 41 号

(占用料の徴収)

第 1 条 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。) 第 39 条第 1 項の規定に基づき、道路を占用する者から、この条例の定めるところにより、占用料を徴収する。

(占用料の額)

第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占用の期間 (電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第 39 号。以下「電線共同溝整備法」という。) 第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した占用することができる期間 (当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。) に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額 (その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円) とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額 (以下この条において「各年度の占用料の額」という。) の合計額 (各年度の占用料の額が 100 円に満たない場合にあつては、当該各年度の占用料の額を 100 円として合計した額) とする。

2 前項の規定にかかわらず、道路の占用のうち当該占用の期間が 1 月に満たないものについての占用料の額は、同項本文の規定により算定した額 (その額が 100 円に満たない場合にあつては、その額) に、当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に

相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円とし、その額が 100 円以上の場合であつて、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。ただし、同項ただし書の規定により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額（その額が 100 円に満たない場合にあつては、その額）に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が 100 円に満たない場合にあつては、100 円とし、その額が 100 円以上の場合であつて、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。）の合計額とする。

（占用料の特例等）

第 3 条 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「政令」という。）第 11 条の 8 第 1 項に規定する応急仮設住宅

二 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 6 条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 17 条第 1 項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不相当であると認められる占用物件で、知事が定めるもの

（占用料の徴収方法）

第 4 条 占用料は、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第 21 条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から 1 月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を 4 月 30 日までに徴収するものとする。

（占用料の不返還等）

第 5 条 すでに納めた占用料は、返還しない。ただし、知事が法第 71 条第 2 項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、すでに納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額をこえるときは、そのこえる額の占用料は、返還する。

（ 延 滞 金 ）

第 6 条 法第 73 条第 2 項（法第 91 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基

づき、法第 73 条第 1 項の規定による督促に係る同項に規定する納付すべき期限（次項において「督促納付期限」という。）までに占用料を納付しない者から、当該占用料の額が 1,000 円以上である場合に延滞金を徴収する。ただし、当該延滞金の額が 100 円未満であるときは、徴収しないものとする。

- 2 前項の延滞金の額は、督促納付期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ占用料の額に年 10.75%の割合を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付があった占用料の額を控除した額とする。

（ 委 任 ）

第 7 条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 道路占用料徴収条例（昭和 28 年福島県条例第 10 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の日前に法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可を受け、又は法第 35 条の規定により協議をした者であつて、この条例の施行の日以後引き続き道路を占有しているものから徴収する占用料の額は、第 2 条の規定にかかわらず、附則別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる調整年度に限り、同表の当該下欄に掲げる占用料の額とする。
- 4 旧条例の規定により徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

（附則別表略）

別 表（第 2 条関係）（昭 53 条例 27・昭 59 条例 20・昭 63 条例 27・平 9 条例 37・平 22 条例 78・平 24 条例 74 一部改正・平 25 条例 35 一部改正・平成 26 条例 105・平成 29 条例 120・平成 31 条例 35・令和 2 条例 21・令和 3 条例[〃]）

占 用 物 件		占 用 料			
		単 位	所 在 地		
			甲地 (第 3 級地)	乙地 (第 4 級地)	丙地 (第 5 級地)
1 法第 32 条 第 1 項第 1 号に掲げる 工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	510	420	380
	第 2 種電柱		790	650	580
	第 3 種電柱		1,100	880	780
	第 1 種電話柱		460	380	340
	第 2 種電話柱		730	610	540
	第 3 種電話柱		1,000	830	740
	その他の柱類		46	38	34
	共架電線その他上空 に設ける線類	長さ 1 メートル につき 1 年	5	4	3
	地下に設ける電線そ の他の線類		3	2	2
		路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	450	370

	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	270	230	200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	910	760	680
	郵便差出箱及び信書便差出箱		380	320	280
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	960	670
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	910	760	680
2 法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	19	16	14
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		27	23	20
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		41	34	30
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		55	45	41
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		82	68	61
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110	91	81
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		190	160	140

	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの			270	230	200	
	外径が 1 メートル以上のもの			550	450	410	
3 法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3	2	2
			その他のもの		9	8	7
			道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1 本につき 1 年	730	610	540
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	460	380	340
		地下に設けるもの			270	230	200
			その他のもの		910	760	680
4 法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設				占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	910	760	680
5 法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	A に 0.005 を乗じて得た額			
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た額			

				Aに0.01を乗じて得た額		
	階数が3以上のもの					
	上空に設ける通路			930	480	330
	地下に設ける通路			560	290	200
		その他のもの	910	760	680	
6 法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	19	10	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	190	96	67
7 政令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	190	96	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,900	960	670
	標識		1本につき1年	730	610	540
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19	10	7
		その他のもの	1本につき1月	190	96	67
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	19	10	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	190	96	67

	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900	960	670	
		その他のもの		930	480	330	
8	政令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	910	760	680	
9	政令第7条第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額			
10	政令第7条第4号に掲げる工 用施設及び同条第5号に掲げる工 事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	190	96	67	
11	政令第7条第6号に掲げる仮設 建築物及び同条第7号に掲げる施 設		占有面積1平方メートルにつき1月	91	76	68	
12	政令第7 条第8号 に掲げる 施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
		上空に設けるもの			Aに0.023を乗じて得た額		
		地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.005を乗じて得た額		
			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額		
			階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額		
その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額					
13	政令第7 条第9号に 掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.019を乗じて得た額	Aに0.023を乗じて得た額
		その他のもの			Aに0.012を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.016を乗じて得た額
14	政令第7	建築物		占有面積1平方	Aに0.023を乗じて得た額		

条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	その他のもの	メートルにつき 1年	Aに 0.012を 乗じて 得た額	Aに 0.013を 乗じて 得た額	Aに 0.016を 乗じて 得た額
15 政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに 0.016を 乗じて 得た額	Aに 0.019を 乗じて 得た額	Aに 0.023を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		
16 政令第7条第12号に掲げる器具		占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに0.033を乗じて得た額		
17 政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき 1年	Aに 0.016を 乗じて 得た額	Aに 0.019を 乗じて 得た額	Aに 0.023を 乗じて 得た額
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額		

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。
 - (1) 甲地（第3級地） 福島市、郡山市及び大熊町
 - (2) 乙地（第4級地） 会津若松市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、鏡石町、会津坂下町、湯川村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、三春町、広野町、双葉町、浪江町及び新地町
 - (3) 丙地（第5級地） 喜多方市、二本松市、田村市、川俣町、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、小野町、檜葉町、富岡町、川内村、葛尾村及び飯舘村
- 3 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。
- 4 第1種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であることを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。
- 5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 6 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 7 Aは、近傍類似の土地（11の項に掲げる施設のうち政令第7条第8号に規定する特定連結路付属地に設けるもの及び16の項に掲げる施設について、近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。
- 8 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

- 9 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1年未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

附 則（昭和53年条例第27号）

- 1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可を受け、又は法第35条の規定により協議をした者であつて、この条例の施行の日以後引き続き道路を占有しているものから徴収する占用料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、附則別表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の当該中欄に掲げる調整年度に限り同表の当該下欄に掲げる占用料の額とする。
- 3 改正前の別表の規定により徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

（附則別表略）

附 則（昭和59年条例第20号）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の福島県道路占用料徴収条例別表政令第7条第1号に掲げる物件の部看板（アーチであるものを除く。）の款その他のものの項の規定の適用については、昭和59年4月1日から昭和60年3月31日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「2,000」と、「1,800」とあるのは「1,000」と、昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「2,500」と、「1,800」とあるのは「1,250」と、昭和61年4月1日から昭和62年3月31日までの間においては同項中「3,600」とあるのは「3,000」と、「1,800」とあるのは「1,500」とする。
- 3 この条例による改正前の福島県道路占用料徴収条例別表の規定による徴収すべきであつた占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第49号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年条例第27号）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占有の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第47号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占有の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第37号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立した占有物件であつて、施行日以後引き続き道路を占有するもの（施行日以後に当該許可又は当該協議に係る期間が更新されたものを含む。以下「既存占有物件」

という。)に係る平成9年度以降の各年度の占用料の額は、次項に定めるものを除き、改正後の福島県道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が同条の規定を適用して算定した額(以下「改正占用料額」という。)を超える場合は、当該改正占用料額とする。

一 平成9年度 改正前の福島県道路占用料徴収条例(以下「改正前の条例」という。)第2条の規定を適用して算定した当該既存占用物件に係る1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

二 平成10年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)

3 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者又はガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者(以下「電気事業者等」という。)については、福島県建設事務所又は福島県土木事務所の道路占用許可事務に係る所管区域(以下単に「所管区域」という。)ごとのその電気事業者等についての既存占用物件に係る次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額(以下「調整占用料額」という。)の合計額(当該合計額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)が、所管区域ごとの当該電気事業者等についての既存占用物件に係る改正占用料額の合計額を超えるまでの間は、当該電気事業者等から県が徴収する既存占用物件に係る平成9年度以降の各年度の占用料は、所管区域ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第2条の規定にかかわらず、当該調整占用料額の合計額とする。

一 平成9年度 改正前の条例第2条の規定を適用して算定した当該既存占用物件に係る1年当たりの占用料の額に1.1を乗じて得た額

二 平成10年度以降 当該既存占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗じて得た額

附 則(平成15年条例第41号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第103号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年条例第75号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年12月17日条例第78号)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定、第3条第2号の改正規定(「新幹線鉄道保有機構が建設し、保有し、又は大規模な災害復旧工事を行う鉄道施設並びに」を削る部分に限る。)及び第4条の改正規定は公布の日から、別表10の項の改正規定(「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。)及び同表11の項の改正規定(「第7条第9号及び第10号」を「第7条第10号及び第

11号」に改める部分に限る。)は公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月28日条例第74号)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定、別表9の項の改正規定(「第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場」を「第7条第7号に掲げる施設」に改める部分に限る。)、同表10の項の改正規定(「第7条第8号」を「第7条第9号」に改める部分に限る。)、同表11の項の改正規定(「第7条第9号」を「第7条第10号」に改める部分に限る。)及び同表12の項の改正規定(「第7条第10号及び第11号」を「第7条第11号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第6条の規定は、施行日以後の占用料(福島県道路占用料徴収条例第2条第1項に規定する占用の期間の始期が施行日以後である占用に係るものに限る。)に係る延滞金について適用する。

附 則 (平成25年3月26日条例第35号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第104号)

- 1 この条例中第2条第2項の改正規定は平成26年4月1日から、第3条第2号の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例第2条第2項の規定は、平成26年4月1日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年12月24日条例第105号)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

- 3 平成27年度以降の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者及びガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者(以下これらを「電気事業者等」という。)については、福島県各建設事務所又は各土木事務所の道路占有許可事務に係る所管区域ごとのその電気事業者等についての占用料の額が前年度の占用料の額に1.2を乗じて得た額(以下「調整占用料額」とい

う。)を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額を占用料の額とする。

- 2 前号に掲げるもの以外の占用物件に係る占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が調整占用料額を超える場合には、当該調整占用料額とする。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日条例第 120 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 35 号）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 平成 31 年 10 月 1 日前に道路法（昭和 27 年法律 180 号）第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受け、又は同法第 35 条の同意を得た占用の期間（電線共同溝に係る占用にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 10 条、第 11 条第 1 項若しくは第 12 条第 1 項の許可を受け、又は同法第 21 条の協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可を受け、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）のうち、その期間が 1 月未満であって、かつその終了日が平成 31 年 10 月 1 日以降である場合においては、当該占用における占用料の額に係る福島県道路占用料徴収条例第 2 条の規定の適用については、同条第 2 項中「1.08」とあるのは、「1.1」とする。

附 則（令和 2 年 3 月 24 日条例第 21 号）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の福島県道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例による。
- 3 既存の占用物件における令和 2 年度以降の各年度の占用料の額は、占用物件ごとに算出した占用料の額が、占用物件ごとに算出した前年度の占用料の額に 1.2 を乗じて得た額（以下「調整占用料額」という。）を超える場合には、経過措置として当該調整占用料額とする。

附 則（令和 3 年 3 月 23 日条例第 41 号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。